

平成22年度

「農地パトロール」
(利用状況調査)
実施要領

平成22年5月

全国農業会議所

目 次

I	「農地パトロール」のねらい	1
II	「農地パトロール月間」の設定	1
III	「農地パトロール」、利用状況調査 耕作放棄地全体調査の位置づけ	1
IV	「農地パトロール」（利用状況調査）における 重点推進対策	2
	1. 市町村農業委員会における取り組み	2
	2. 都道府県農業会議における取り組み	4
	3. 全国農業会議所における取り組み	5
V	「農地パトロール」（利用状況調査） 実施にあたっての留意点	5
	1. 耕作放棄地全体調査フォローアップ調査への対応	5
	2. 農地法に基づく是正指導等の実施	6
	3. 不在村者の所有する遊休農地についての対策	9
	4. 農地の違反転用防止対策について	9
	(別添資料)	11

I 「農地パトロール」のねらい

わが国の食料自給率の向上に向けて、新たな「食料・農業・農村基本計画」が平成22年3月に策定された。この中で食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進など、農業委員会系統組織が担う役割は大変重要なものになった。

また、平成21年12月には改正農地法等が施行され、新たに農地の権利を有する者の責務規定が設けられるとともに、農業委員会の新たな役割として、「農地の利用の状況についての調査」（以下、「利用状況調査」という）の実施が義務付けられた。

以上のことを踏まえ、「新・農地と担い手を守り活かす運動」のもと、①遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策、②農地の違反転用発生防止対策一等について重点的に取り組むこととし、農業委員会系統組織として全国統一的に期間を定め、「農地パトロール」を集中的に推進するものとする。

II 「農地パトロール月間」の設定

全国統一の「農地パトロール月間」を設定し、農地パトロールを集中的に推進することとする。

期間は、平成22年8月～11月を基本とするが、現場の実情に応じてそれ以外の時期に設定することも差し支えない。

III 「農地パトロール」、利用状況調査、耕作放棄地全体調査の位置づけ

農業委員会系統組織では、これまでも組織運動として農地パトロールに取り組んでいるところであるが、これにあわせて、平成20年度からは市町村等の関係機関・団体と連携し「耕作放棄地全体調査」を実施している。さらに、改正農地法の施行を受け、利用状況調査の実施が義務づけられ、毎年1回、区域内の農地を調査するが、周辺農業に及ぼす影響の大きい地域（重点地域）から順次調査し、道路からの目視により雑草が繁茂していることが確認された場合は、現地で利用状況の写真を撮影し、その旨を図面等に記録することとしている。

こうしたことを踏まえ、農地パトロール月間に行う「農地パトロール」を利用状況調査として位置づけ、農業委員会の必須の取り組みとして実施する

こととする。

また、「農地パトロール」は、管内の農地の利用状況を把握し、農地の有効利用を図るために実施するものであることから、利用状況調査の重点地域の設定にあたっては、「耕作放棄地全体調査」で「緑」（人力・農業用機械で草刈り等を行うことにより、耕作することが可能な土地）と「黄」（草刈り等では耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地）の地域を位置づけるなど、耕作放棄地全体調査のフォローアップ調査と一体的に実施することが効率的である。

IV 「農地パトロール」（利用状況調査）における重点推進対策

これまでの活動によるノウハウの積み上げと実績を踏まえつつ、以下に留意のうえ農地パトロール（利用状況調査）に取り組むこととする。

1. 市町村農業委員会における取り組み

1) 実施時期

あらかじめ農地パトロール（利用状況調査）の実施時期を明確にしておくこと。

2) 対象農地

全ての農地を対象とする。

3) 実施内容

- (1) 重点地域における遊休農地の把握
- (2) その他の地域における目視による遊休農地の把握
- (3) 農地法の許可（届出）案件の履行状況の調査・確認
- (4) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の調査・確認
- (5) 農地の違反転用の早期発見
- (6) 相続税・贈与税納税猶予特例適用農地の営農状況の調査・確認
- (7) 仮登記農地の利用状況の確認

4) 実施体制

農地パトロール（利用状況調査）の実施は、遊休農地・違反転用等の発生を未然に防ぐ啓発効果も期待されることから、可能な限り人員を整えて実施すること。

旧市町村や大字等、適当な範囲で区域を区切って地区担当の農業委員を定め、当該地区担当の農業委員と事務局に加え、必要に応じて農業委員会協力員や地域農業に精通した者、農業団体等の協力を得て実施すること。

なお、「調査員」を委嘱する場合は、「農地利用状況調査員設置要綱」

を作成して実施することがのぞましい（別添参考例参照）。

5) 農地パトロール（利用状況調査）の実施

(1) 事前準備

① 推進会議（仮称）の開催

農地パトロール（利用状況調査）の実施にあたって、参加者を集めた「農地パトロール（利用状況調査）推進会議（仮称）」を開催し、参加者一人ひとりに対して農地パトロール（利用状況調査）の実施方法等の徹底を図るとともに、事後指導の対応等を含めた取り組みについて意思統一を図り、実効ある取り組みを進めること。

② 地図等の用意

現地確認で携行する地図やこれまで実施した調査結果等を用意する。なお、地図については、すでに作成している地図（耕作放棄地全体調査で作成した地図、水土里情報システム等の地理情報システム等）を有効に活用すること。

また、目に見える取り組みとするため、「農地パトロール3点セット」（マグネット板、農業委員会腕章、農業委員キャップ）や関連するリーフレット（「ストップ！遊休農地」、「農地を転用するときは農地法の許可が必要です」、「ストップ不法投棄」）を用意すること。

③ マスコミ等への周知

農業委員会の取り組みを広く周知するため、また、遊休農地・違反転用等の発生防止の啓発効果をねらって、事前に農地パトロール（利用状況調査）を実施する旨を地元新聞社やテレビ局等のマスコミへ周知にすること。また、農業委員会だよりや広報誌等でも周知に努めること。

④ 周辺農業に及ぼす影響の大きい地域（重点地域）の設定

耕作放棄地全体調査で色分けした「緑」、「黄」を重点地域として位置づけ、市町村とも連携し、調査体制・方法等について調整すること。

(2) 農地パトロール（利用状況調査）の方法

① 重点地域を中心に順次調査すること。

② その他の地域は地図等を利用しながら道路から目視で確認のうえ、遊休化等している場合には当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等に記録すること。

③ 実施期間や調査の方法等を明らかにした「実施要領」等を農業委員会総会等で決めたいうえで対応すること。

(3) 調査結果の整理・事後指導の実施

① 現状・課題の整理

農地パトロール（利用状況調査）終了後は、参加者による報告・検討会を開催し、現状と課題を整理すること。

②農地基本台帳等への反映

農業委員会交付金実施要領等の改正により、新たに管理が求められる利用状況調査結果や遊休農地の措置の状況についてを農地基本台帳で管理すること。

具体的には、農地基本台帳に、農地の利用状況調査の調査年月日、農地の利用状況、遊休農地の指導状況などを記載すること。

また、「農地に復元して利用することが不可能な土地」（赤）と判断され、かつ、農業委員会総会の議決により「農地に該当しない土地」と判断し、「非農地通知書」を送付した土地については、農地基本台帳から削除するとともに、「非農地通知一覧表」を管理すること。

また、遊休農地の位置を視覚的に把握するため、地図（水土里情報システム等の地理情報システムを積極的に活用）による管理に努めること。

③是正指導等の実施

農地パトロール（利用状況調査）で把握した遊休農地、違反転用農地については、農業委員会に付与された法制上（農地法第30条等）に基づく是正指導等を確実に行うこと。

2. 都道府県農業会議における取り組み

1) 優良農地の確保に向けた申し合わせ決議の実施

都道府県内すべての農業委員会において農地パトロール（利用状況調査）が確実に実施されるよう、遊休農地の解消、無断転用防止など優良農地の確保に向けた申し合わせ決議を行うこと。

2) 農地パトロール（利用状況調査）実施の徹底

一般マスコミ、農業会議情報、各種関連チラシ等を活用し、農業委員会の活動を対外的にPRする。併せて、農業委員会に対しては、「農地パトロール3点セット」（マグネット板、農業委員会腕章、農業委員キャップ）や関連するリーフレット（「ストップ！遊休農地」、「農地を転用するときは農地法の許可が必要です」、「ストップ不法投棄」）・ポスターの積極的な活用促進を呼びかけ、農地パトロール（利用状況調査）の実施について徹底すること。

3) 農業委員会に対する活動支援

農地パトロール月間中は、集中的な巡回指導、研修会の開催等により農業委員会に対する指導・支援に努める。

また、農地の違反転用案件への対応については、都道府県担当部局

との緊密な連携のもと、常任会議員会議での検討等、積極的な対応を図ること。

さらに、遊休農地対策に活用できる「農地制度実施円滑化事業費補助金」、「耕作放棄地再生利用交付金」の掘り起こしに努めること。

4) 農地パトロール（利用状況調査）の実施状況の点検

管内農業委員会における農地パトロール（利用状況調査）の実施状況について適宜点検を行い、今後の遊休農地の解消活動等に反映させる。その際、取り組み状況のとりまとめを行うよう努める。

3. 全国農業会議所における取り組み

1) 啓発宣伝活動の実施

(1) 全国農業新聞、全国農業図書と連携し、農業委員会の取り組みの周知に努める。

(2) 遊休農地の解消対策、違反転用防止対策等、農業委員会の取り組みを積極的に進めるための「農地パトロール3点セット」（マグネット板、農業委員会腕章、農業委員キャップ）や関連するリーフレット（「ストップ！遊休農地」、「農地を転用するときは農地法の許可が必要です」、「ストップ不法投棄」）・ポスターを作成・有償配布する。

2) 情報提供

市町村農業委員会、都道府県農業会議の活動に対する情報提供を含む支援・協力を行う。

3) 「農地情報提供システム」の運営（別添チラシ参照）

農地の有効活用を図るため、「農地情報提供システム」による農地の貸出・売却希望のある農地情報の登録と貸借・売買契約の成立に努める。また、貸借・売買に必要な法律知識・手続などについてアドバイスするほか、当事者間における交渉・契約がスムーズに行われるよう支援を行う。

V 「農地パトロール」（利用状況調査）実施にあたっての留意点

1. 耕作放棄地全体調査フォローアップ調査への対応

平成20年度から実施している耕作放棄地全体調査について、今年度もフォローアップ調査を実施する必要がある。

具体的には、農地パトロール（利用状況調査）のもとで、重点地域として位置づけ、これまで把握している農地の状況の変化（解消、荒廃度の進展等）を確認するとともに、その他の地域として目視により新たに発生した遊休農地の確認を行う。これらの農地について一筆毎に調査

表（耕作放棄地全体調査表）に整理し、市町村単位で集計したもの（解消確認集計表）を都道府県へ提出すること。

また、耕作放棄地全体調査において「赤」に分類された遊休農地のうち、農地・非農地の判断が未了のものは、地域の実態や関係機関との情報交換、関係者の意向等を踏まえた上で、地域の秩序ある農地利用に悪影響を及ぼさないよう適正な判断に努めること。

2. 農地法に基づく是正指導等の実施

平成21年に改正された農地法において、遊休農地の所有者等に対する指導・通知・公告・勧告までの手続きを一貫して農業委員会が行うこととなる。遊休農地の所有者等に対する指導は、これまでも、その実績が低調であることを規制改革会議から指摘されるなど、農業委員会組織のあり方にも影響を及ぼしかねない課題となっている。

法第1条及び第2条の2を踏まえ、農地の確保と有効利用に向けて、農業委員会として遊休農地の所有者等に対する指導に努め、その実績が目に見えるものとするよう全力を挙げて取り組むこと。

1) 所有者等への指導（法第30条第3項）

（1）対象農地

農地パトロール（利用状況調査）の結果、以下のいずれかに該当する農地については、その所有者等に対し、農業上の利用の増進を図るための指導を実施する。

- ① 1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有者等の農地の維持管理（草刈り、耕起等）状態や農業経営に関する意向等からみて、農作物の栽培が行われる見込みがない農地
- ② 農作物の栽培は行われているが、周辺の同種の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の様態と比較して、その程度が著しく劣っている農地

（2）指導方法

- ① 農地の所有者等に対して、農地パトロール（利用状況調査）の結果を伝え、耕作の再開等の意向を確認した上で、耕作の再開等を指導すること。なお、指導履歴を農地基本台帳においてその都度記録すること。
- ② ①の意向確認の結果、耕作する意思が明確でない又は耕作の再開が見込まれない場合は、あらかじめ法第32条に基づく「遊休農地である旨の通知」を行う期日を定め、原則として文書で指導すること。
- ③ 文書で指導を行う場合は、次の事項を記載した文書とすること（別添「指導通知書」様式例参照）。

- ア. ①の指導を開始した年月日
- イ. 法第30条第3項に基づく指導である旨
- ウ. 指導を行う農業委員の氏名
- エ. 農業上の利用を図るべき旨の指導
- オ. 遊休農地である旨の通知を行う期日

- ④ 口頭で指導する場合は、③の事項を遊休農地の所有者等に明らかにした上で指導を開始するとともに、遊休農地である旨の通知を行う期日が到来する1ヶ月までに、期日到来が迫っている旨の文書を交付すること。

(3) 指導内容

- ① 農地の所有者が自ら耕作を行う意思を有し、その実現が見込まれる場合（一部作業を委託する場合を含む）
 - 普及指導センター等と連携し耕作を行うことを指導（必要に応じ栽培作目、技術等を指導）すること。
- ② 農地の所有者自らが耕作を行うことが困難と判断され、地域の認定農業者等への利用集積が見込まれる場合
 - 地域の認定農業者等への当該農地の貸付け等を指導するとともに相手方の紹介、あっせん等を実施すること。
- ③ ①及び②が見込まれない場合
 - ア. 周辺地域に畜産農家が存在し、農地の所有者との連携による放牧が見込まれるとき
 - 畜産農家と連携した放牧を指導すること。
 - イ. 市民農園等による利活用が見込まれるとき
 - 市民農園等による利活用を指導すること。
 - ウ. 農業に意欲のあるNPO法人、農業協同組合、地場の会社等による利用が見込まれるとき
 - これらの者への貸付け等を指導すること。
 - エ. 当該農地を利用する者が直ちには見込まれないとき
 - 全国農業会議所の「農地情報提供システム」への掲載を促すとともに、利用する者が確保されるまでの間、維持管理を行うこと、基盤法第11条の12の農地利用集積円滑化団体等に貸付けの委任の申出を行うこと等を指導すること。

(4) その他

- ① 農地の所有者が疾病又は負傷による療養、災害等のやむを得ない事由により耕作を行うことができない場合には、これらの事由が解消した後速やかに指導を開始すること。
- ② 仮登記農地は、将来の所有権移転を内容とする売買契約が既に締結されていること等から、仮登記農地の所有者にこれを有効に活用しようとする意識が極めて乏しい等、遊休農地の解消に支障

を来たすおそれがあることから、指導に当たっては、次の事項に留意すること。

ア. 仮登記農地の所有者に対して、所有権は仮登記の登記権利者（以下「仮登記権利者」という）ではなく、仮登記農地の所有者にあることの説明を徹底すること。

イ. 必要に応じて仮登記権利者に対しても、当該農地について農業上の利用の増進が図られる必要がある旨を伝えること。

ウ. 仮登記農地の貸付けをあっせんするに当たり、農地が返還されなくなるのではないかという仮登記農地の所有者の懸念を払拭するため、期間満了に伴って農地が返還される仕組みとなっている基盤法第18条に基づく農用地利用集積計画による利用権の設定等を行うこと。

2) 「遊休農地である旨」の通知等（法第32条）（別添「遊休農地通知書・公告」様式例参照）

文書等による改善指導を行った後も、「相当期間」耕作の目的に供されない場合は、「遊休農地である旨」を通知する。

なお、「相当期間」とは、指導を開始した日から1年を越えない期間とするが、地域における作付体系等を踏まえて設定することが重要であり、機械的に1年間とするべきではないこと。

また、「通知を受けるべき農地所有者等が不明な場合」は、農業委員会により「遊休農地である旨の公告」を行う。

3) 緊急の場合の「措置命令」（法第44条）（別添「措置命令書」様式例参照）

遊休農地において支障の除去（病虫害の発生、土石の堆積等により周辺地域の営農条件に著しい支障が生じる恐れのある場合）が必要な場合には、市町村長による措置命令（草刈り、土石の排除等）を行い、命令に従わない場合は、市町村長が自らその支障の除去を講じることができる。

また、所有者等が不明の場合は、公告（一定の期間を定め必要な措置を講じる旨、及び期限内に措置を講じないときは市町村長が措置を講じ、それに要した費用を徴収すること）を行った上で、市町村長が自らその支障の除去を講じることができる。

なお、代執行を行った際に要した費用については、どちらの場合においても農林水産省令の定めるところにより、所有者等に負担させることができる。

4) 関係機関・団体との連携

以上のような措置を講じるまでもなく、遊休農地の発生を未然に防止することこそ重要であり、法第1条、第2条の2、第30条の趣旨・内容について農地所有者に十分な理解を得るよう戸別訪問、座談会等

で説明するとともに、関係機関・団体との連携の下に推進すること。

5) 指導実績等の記録の徹底

遊休農地の所有者等に対して解消等の指導を行った場合には、指導を行った農業委員毎に「農業委員活動記録セット」（全国農業図書）の活動記録簿に記録すること。また、一定期間毎に農業委員会事務局で、各農業委員の活動記録簿の確認・とりまとめを実施すること。

3. 不在村者の所有する遊休農地についての対策

相続等による不在村の農地所有者の増加に伴い、地域の農地の有効利用に支障をきたすことが危惧されている。よって、農業委員会として不在村農地所有者を対象に、以下のような機動的な農地の利活用対策を推進する。

1) 文書・ハガキ等による指導・意向把握

不在村者の住所を把握したうえで、文書・ハガキ・電話等により直接連絡し、遊休農地の解消・有効利用に向けた指導及び意向把握を行う。

2) 個別訪問・利用農地相談会等の実施

不在村者の所有する遊休農地の解消と効率的な活用のために、必要に応じて不在村者の居所に出かけたうえで、農地利用相談会の開催や直接面談を実施し、今後の遊休農地の利用の意向や解消に向けた具体的な取り組みについて協議を行う。

4. 農地の違反転用防止対策について

1) 早期発見と啓発活動

農地の無断転用・産業廃棄物の不法投棄の防止のためには早期発見が重要である。違反転用や産業廃棄物の不法投棄は、水資源等の農業生産に対する被害に加え、住環境にも多大な悪影響を及ぼす。

不法投棄は、特に遊休農地が狙われる傾向が高く、この防止・早期発見のため、農業委員会の日常的な活動に加え、住民すべてに注意を喚起するためのチラシの作成・配布、広報車による呼びかけなど啓発活動を強化することが重要である。

2) 農地法の適正・適切な運用と指導

農地転用申請等には、法令を遵守した適切な事務処理が重要である。産業廃棄物の不法投棄を目的とした悪質な農地取得・農地転用が問題となっており、一部の業者では、農業生産法人の設立による新規就農を隠れ蓑とした農地取得等その形態は巧妙化しつつある。

特に農地転用の申請に際しては、計画の内容・実現性など転用許可基準によりの的確な審査を行うなど、通知・ガイドライン等に従い、適確に対応することが重要である。

また、関係機関と連携し、許可後の経営の状況、工事の進捗状況の把握に努め、必要に応じて是正指導を行うなど、許可事項を遵守させることが必要である。

3) 関係機関・団体との日常的な連絡調整と情報支援

違反転用・廃棄物の不法投棄に狙われやすい環境の改善やそのための関係機関との連携強化に努めることも重要である。未然に防止するためには、地域に密着した農地パトロール活動を通じて、違反転用や不法投棄の狙われやすい環境の改善に努める必要がある。

また、産業廃棄物の不法投棄等を発見した場合は、保健所、環境対策関係課、県等との連絡調整を行うなど徹底した対策を講じるとともに、日常的にも情報交換を行うことが必要である。

4) 監視・通報の仕組みづくりに向けた地域住民への呼びかけ

農地の違反転用や不法投棄についての農業委員会への連絡や相談体制に関して広く住民に啓発・普及することが重要である。特に、農地転用許可手続きについて、申請受付は農業委員会が窓口で行っていることの周知を図り、違反転用を防止するため地域住民に監視・通報の呼びかけに努める必要がある。

また、不法投棄による無断転用等の苦情については、国（農林水産省、地方農政局等）と都道府県（農地・農振部局）に相談窓口が開設されている。

さらに、違反転用の防止に向けた地域住民への啓発を図るため、リーフレットの農家及び農地転用関係事業者等への配布及び市町村・農業委員会の窓口への備え付けや、ポスターの役場、公民館、集会所等の出入口等への掲示等の取り組みを積極的に行うこと。

農業委員会で農地法上義務づけられた利用状況調査の実施にあたり、「調査員」を委嘱する場合、「設置要綱」を定める際は、必要に応じて、以下の「参考例」をもとに定められたい。

【参考例】

〇〇市（区町村）農地利用状況調査員設置要綱（案）

（目的）

第1条 〇〇市（区町村）農業委員会（以下「委員会」という。）は、優良農地の確保と有効利用に向けた遊休農地の発生防止と解消、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進を図る観点から、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の実施にあたり、委員会に〇〇市（区町村）農地利用状況調査員（以下「調査員」という。）を置く。

（職務）

第2条 調査員は、第1条の目的を達成するため次の業務を行う。

- （1）毎年1回、担当する地区の農地の利用状況について確認すること。
- （2）必要に応じて、農業委員会会長（以下「会長」という。）の指示のもと、担当する地区の農地の利用状況について確認すること。
- （3）確認・把握した遊休農地、農地の違反転用等について、速やかに農業委員会に報告すること。
- （4）その他「利用状況調査実施要領」に基づき、会長が必要と認めた業務。

（資格）

第3条 調査員の資格は次の通りとする。

広く農業に関心を持ち、地域の農地事情に通じている者。

（協力員の数）

第4条 調査員は、〇〇人とし、地区担当の調査員数は別表の通りとする。

（委嘱）

第5条 調査は、地区を担当する委員から推薦された者のうちから、地域別、その他を勘案し、会長が委嘱する。

（任期）

第6条 調査員の任期は、委嘱のあった日から委嘱のあった日の属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 調査員が解嘱した場合は、速やかに後任の調査員を委嘱する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第7条 会長は、調査員が次の各号の一に該当することになった場合は解嘱することができる。

- (1) 第3条に掲げる資格を失ったとき。
- (2) 辞退の申し出があったとき。
- (3) その他会長が解嘱する必要があると認めたとき。

(会議)

第8条 会長は、必要に応じて調査員会議（報告・検討会等）を開催することができる。

(手当)

第9条 調査員には、手当を支給する。

2 手当は、日額〇〇〇〇円とし、毎月一括して支払う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

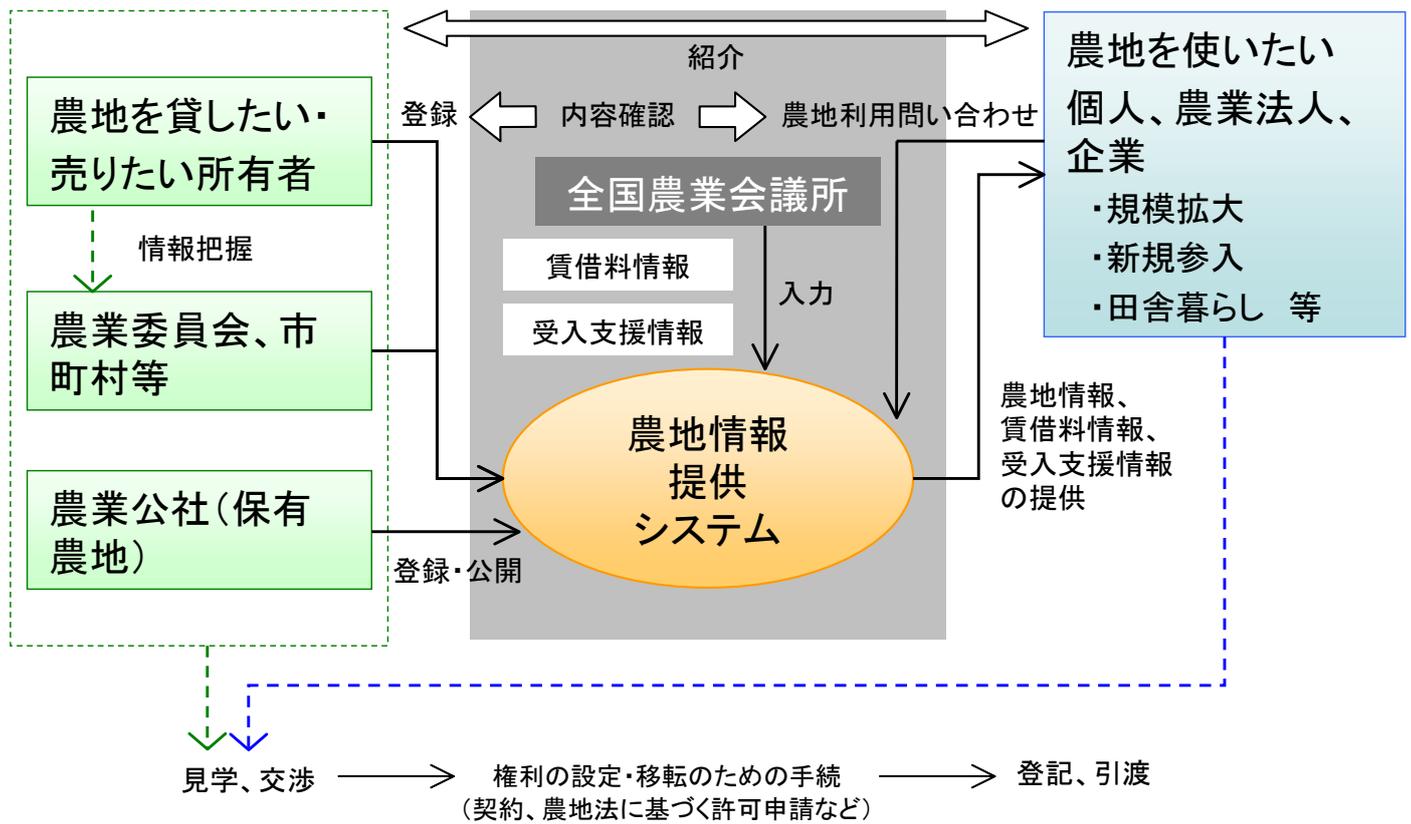
この要綱は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

[別表（第4条関係）]

地区名	調査数	地区名	調査数
〇〇地区	〇人	〇〇地区	〇人
〇〇地区	〇人	〇〇地区	〇人
〇〇地区	〇人	〇〇地区	〇人
〇〇地区	〇人	合 計	〇〇人

農地情報提供システム <http://agri.nca.or.jp/>

貸したい・売りたい農地の情報を広く収集・提供し、農地の有効利用を図ります。



システムには次のような情報を掲載します。
インターネットで情報を登録、閲覧できます。

【農地情報の登録等について】

- ・ 貸したい・売りたい農地の情報をインターネットで登録できます。
- ・ 農地の登記簿上の所有者、所在地等を確認の上、システムに掲載します。
- ・ 所有者氏名・連絡先、農地の字・地番は、個人情報保護の観点から掲載しません。
- ・ 掲載している農地に利用問い合わせがあったら紹介します。
- ・ 貸借・売買に必要な法律知識・手続などについてアドバイスするほか、現地見学への立会なども行います。
- ・ 最終的な交渉、契約は当事者間で行うこととなりますが、契約等がスムーズに行われるよう支援します。

貸出・売却 農地情報

- ・ 所在地(大字まで)
 - ・ 地目、面積
 - ・ 現況
 - ・ 隣接道路
 - ・ 契約条件(価格、賃借料、貸借期間等)
- 等

賃借料情報

市町村ごとの地目別・利用状況別の平均賃借料

その他

- ・ 新規就農者受入支援情報
- ・ 農地の売買・貸借に関するQ&A 等

貸したい・売りたい農地の情報を
ご登録ください！

お問い合わせ

全国農業会議所

Tel 03-6910-1123

Fax 03-3261-5131

指導通知書

平成 年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長 印

下記農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）ことから、農地法第30条第3項の規定に基づく指導を行いますので、その旨を通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

2 利用状況

(1) 調査年月日

(2) 調査者

(3) 利用状況

3 指導開始年月日

4 指導を行う農業委員の氏名

5 指導内容

6 遊休農地である旨の通知を行う期日

年 月 日までに農業上の利用の増進が図られない場合等は、農地法第32条の規定に基づく遊休農地である旨の通知を行います。

(記載要領)

- 1 通知の相手方が複数いる場合は、あて名は連名にした上でそれぞれに通知すること。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 3 指導内容は、以下の事項を参考にされたい。
 - (1) 農地法第2条の2の規定により、農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保する責務があります。
 - (2) このため、記の1の農地について、農業上の利用の増進を図るため、適正かつ効率的な耕作を再開する必要があります。
 - (3) 自ら耕作ができない場合には、農業委員会へ第三者への貸借のあっせんを申し出てください。
(農業委員会の連絡先)
 - (4) ○○地域(農地の所在地域)においては、農地活用の一環として都市住民等の体験交流を計画しており、農地の提供等協力を御願います。
 - (5) 記の6の通知を受けた場合、農地の所有者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)に対して、利用計画の届出等、順次法的措置を行うこととなりますので、御留意ください。
 - (6) 記の1の農地が、農地等に対する相続税の納税猶予制度の適用を受けている場合には、農地法第32条の規定に基づく遊休農地である旨の通知が発出されたときにその旨を税務署長に通知します。これにより当該猶予措置が打ち切られますので、御留意ください。

遊休農地通知書

番 号
平成 年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長 印

下記農地は遊休農地であるので、農地法第32条の規定に基づき通知します。

なお、農地の所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）は、農地法第33条第1項の規定により、この通知があった日から起算して6週間以内に、遊休農地に係る農業上の利用の増進に関する計画を届け出なければなりません。

記

農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	農地に関する権利の種類	農地法第30条第3項の該当号

農地法第30条第3項第1号及び第2号

第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

（留意事項）

- 1 利用計画の届出は、別紙様式（様式例第13号の4）で行ってください。
- 2 利用計画を通知のあった日から起算して6週間以内に届け出ない場合又は虚偽の届出を行った場合は、30万円以下の過料に処されます。（農地法第68条第2号）
- 3 疾病による療養等により、6週間以内に利用計画の届出ができない場合は、農業委員会に連絡してください。

（農業委員会の連絡先 ）

（記載要領）

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 「農地法第30条第3項の該当号」欄には、対象農地が農地法第30条第3項各号のいずれに該当するかを記載する。

公 告

下記農地は遊休農地であるので、農地法第32条ただし書の規定に基づき公告する。

平成 年 月 日

農業委員会会長 印

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m ²)	農地に関する 権利の種類	農地法第30 条第3項の 該当号	遊休農地の 所有者等の 情報

農地法第30条第3項第1号及び第2号

第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣つていると認められる農地

- 2 この公告は、農地法第32条に基づく通知を受けるべき遊休農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者を確知できないことから行うものである。
- 3 農地法第30条第3項第1号に該当する農地について、遊休農地を利用する権利の設定を希望する農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は特定農業法人は、この公告があった日から起算して6か月以内に、都道府県知事に対し、当該遊休農地を利用する権利の設定に関し裁定を申請することができる。

(記載要領)

- 1 記の1の「農地法第30条第3項の該当号」欄には、当該農地が農地法第30条第3項各号のいずれに該当するかを記載する。
- 2 記の1の遊休農地の所有者等の情報欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。
- 3 記の3は、当該農地が農地法第30条第3項第1号に該当し、かつ、当該農地の所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し第32条の規定に基づく通知がされなかった場合のみ記載する。

利用計画届出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

住所
氏名 印

農地法第33条第1項の規定に基づき、遊休農地の農業上の利用に関する計画について、下記のとおり届け出ます。

記

農地に関する事項	所在・地番	地目	面積 (㎡)
所有権に関する事項	所有者の氏名		
所有権以外の権利に関する事項	権利の種類	内容	権利を有する者の氏名
遊休農地の農業上の利用に関する計画	内容		予定時期
利用権の設定等についてあっせんの希望	有・無 (希望するあっせんの内容)		
その他参考となるべき事項			

(記載要領)

- 1 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 「所有権に関する事項」については、所有者が法人である場合には、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 4 「所有権以外の権利に関する事項」については、届出者に所有権以外の権原が設定されている場合に記載してください。「内容」欄には、権利（賃借権等）の存続期間、借賃等を記載してください。法人である場合は、「権利を有する者の氏名」欄には、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 5 「遊休農地の農業上の利用に関する計画」の「内容」欄には、現に有する農業上の利用に関する計画を可能な限り詳細に記載してください。
- 6 「その他参考となるべき事項」欄には、遊休農地の利用に関して、労働力（見込み含む）、農業機械の保有状況等参考となる事項を記載してください。

勧告書

平成 年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長 印

遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを、農地法第34条第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利の種類

2 勧告の理由

〇〇のため、農地法第34条第1項第〇号に該当します。

3 講ずべき措置

4 措置を講ずべき期限

年 月 日

5 講じた措置の報告

(留意事項)

措置を講ずべき期限までに必要な措置を講じない場合、法第35条第1項の規定により、遊休農地の所有権の移転等に関する協議を行う旨の通知を行うことがあることを申し添えます。

(記載要領)

- 1 記の5の「講じた措置の報告」は、講じた措置について報告を求める必要があると認めるときに記載する。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 3 「留意事項」は、遊休農地が法第30条第3項第1号に該当する場合に記載する。

様式例第13号の6

所有権の移転等の協議を行う者を指定する旨の通知書

平成 年 月 日

主たる事務所の所在地

名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長 印

下記遊休農地について所有権の移転等の協議を行う者として、農地法第35条第1項の規定に基づき指定したことを通知します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の住所・氏名

2 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 記の2の「その他参考となるべき事項」には、勧告書の内容、土地の状況を記載する（必要に応じて図面、写真等を添付）。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

所有権の移転等の協議を行う旨の通知書

平成 年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長 印

下記遊休農地について、この通知があった日から6週間を経過する日までの間、(農地保有合理化法人等の名称を記載)が農地法第35条第2項の規定に基づく所有権の移転等の協議を行うことを、同条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の住所・氏名

2 協議の相手方 (連絡先)

(農地保有合理化法人等の名称、代表者の氏名及び連絡先を記載)

(留意事項)

この所有権の移転等の協議については、法第35条第2項の規定により、疾病又は負傷による療養や災害等協議に応じることのできないやむを得ない事情がなければ拒んではならないこととされています。

ただし、この協議が調わなかった場合又は協議を行うことができなかった場合に、(農地保有合理化法人等の名称を記載)は、法第36条第1項の規定に基づき都道府県知事に対し、この協議に係る所有権の移転等について調停の申請をすることができます。

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

調停を受けたい旨の申請書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称及び代表者氏名 印

農地法第35条第2項の規定による所有権の移転等の協議が調わなかった（又は協議を行うことができなかった）ので、同法第36条第1項の規定に基づき調停を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の住所・氏名

2 所有者等との協議が調わず、又は協議をすることができない事由

3 遊休農地の利用の現況及び見通し

4 申請者の利用計画の内容の詳細

5 その他参考となるべき事項

（記載要領）

- 1 代表者の氏名の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

特定利用権の設定に関する裁定の申請書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称及び代表者氏名 印

平成 年 月 日に、農地法第36条第4項に基づき調停案の受諾の勧告が行われましたが、勧告を受けた者が2か月以内に当該勧告に係る調停案を受諾しないので、同法第37条の規定に基づき特定利用権の設定に関する裁定を、下記のとおり申請します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の住所・氏名

2 遊休農地の利用の現況及び見通し

3 申請者の利用計画の内容の詳細

4 希望する特定利用権の始期等

始期	存続期間	借賃	支払方法

5 その他参考となる事項

(記載要領)

- 1 代表者の氏名の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

特定利用権の設定の裁定に関する通知書

番 号
平成 年 月 日

住所

氏名 殿

都道府県知事 印

下記遊休農地については、農地法第37条の規定に基づき特定利用権の設定に関する裁定が申請されたので、同法第38条第1項の規定に基づき通知します。

なお、平成 年 月 日までにこれに係る意見書を提出できますので、お知らせします。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

3 遊休農地の利用の現況及び見通し

4 申請者の利用計画の内容の詳細

5 申請者の希望する特定利用権の始期等

始期	存続期間	借賃	支払方法

6 その他参考となる事項

(記載要領)

- 様式例第13号の11（特定利用権の設定の裁定に関する意見書）を添付する。
- 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

特定利用権の設定の裁定に関する意見書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

住所

氏名 印

平成 年 月 日付けの通知について、農地法第38条第1項の規定に基づき意見書を、下記のとおり提出します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 権利の種類及び内容

種類	内容

3 遊休農地の利用の状況及び利用計画

4 遊休農地を現に耕作の目的に供していない理由

5 意見の趣旨及びその理由

6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 提出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 記の2の「内容」欄には、提出者に所有権以外の権原が設定されている場合に、権利（賃借権等）の存続期間、借賃等を記載してください。

特定利用権の裁定通知書

番 号
平成 年 月 日

主たる事務所の所在地

名称及び代表者氏名 殿

都道府県知事 印

平成 年 月 日付けで農地法第37条の規定による特定利用権の設定に関する裁定の申請のあった下記の農地について、同法第39条第1項の規定により特定利用権を設定する裁定をしたので、同法第40条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 特定利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃	支払方法

3 特定利用権が設定された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定利用権の裁定通知書

番 号
平成 年 月 日

住所

氏名 殿

都道府県知事 印

農地法第39条第1項の規定により、遊休農地に特定利用権を設定する裁定をしたので、同法第40条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 特定利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃	支払方法

3 特定利用権が設定された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。なお、審査請求書は、なるべく地方農政局長（〇〇市〇〇町〇〇番地）を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます。（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）

 - ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

遊休農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称及び代表者氏名 印

平成 年 月 日付けで公告のあった下記遊休農地について、農地法第43条第1項の規定に基づき遊休農地を利用する権利の設定に関する裁定を、下記のとおり申請します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の情報

2 遊休農地の利用の現況及び見通し

3 申請者の利用計画の内容の詳細

4 希望する権利の始期等

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

5 その他参考となる事項

(記載要領)

- 1 記の1の「所有者等の情報」欄には、農地法第32条ただし書に基づく遊休農地である旨の公告（様式例第13号の3）の情報等を記載してください。
- 2 提出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 3 所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

遊休農地を利用する権利の裁定通知書

番
平成 年 月 日

主たる事務所の所在地

名称及び代表者氏名 殿

都道府県知事 印

平成 年 月 日付けで農地法第43条第1項による遊休農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請のあった下記遊休農地について、同項の規定により遊休農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 遊休農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

3 遊休農地を利用する権利が設定された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

4 遊休農地の所有者等の情報

5 補償金の支払の方法

遊休農地を利用する権利の始期までに〇〇（地方）法務局（〇〇支局、〇〇出張所）に補償金を供託してください。

6 その他

補償金を供託したときは、供託書正本の写しを都道府県知事に提出してください。

(記載要領)

記の4の「遊休農地の所有者等の情報」には、農地法第32条ただし書に基づく遊休農地である旨の公告（様式例第13号の3）の情報等を記載する。

供託書参考例（供託所に備え付けの用紙を使用すること）

第四号様式（第13条第1項関係）その他の金銭供託の供託書

供託書・OCR用 (雑)		字加入 <input type="checkbox"/> 字削除 <input type="checkbox"/>	係員印	受付印	調査	記録	頁	(第4号様式) 印刷第34号
申請年月日	平成	年	月	日	供託カード番号 (ホードご欄面の方は記入してください。)			
供託所の表示		住所 (123-4567) 甲県乙市丙町1-2-3						
供託者の住所氏名	氏名・法人名等 ○ ○ 農 地 保 有 合 理 化 法 人							
被供託者の住所氏名	氏名・法人名等 農 地 次 郎 の 相 続 人							
供託金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 1 2 3 0 0 0							
受 理		年		月	日	印		
供託カード発行		<input type="checkbox"/>						
<p>1. 欄点、半欄点は1マスを使用してください。</p> <p>供託者 カ カ 氏 氏 名</p>								
法令条項		農地法第43条第2項						
供託の原因たる事実		<p>供託者は、農地法第32条第1項ただし書の規定による公告に係る遊休農地を利用する権利の設定を希望する者であるが、平成○年○月○日付けで、被供託者が所有する甲県乙市丙町○丁目○番地の土地につき、下記のとおり同法第43条第2項の規定により裁定された遊休農地を利用する権利を取得したので、当該裁定において定められた補償金の額である123,000円を供託する。</p> <p style="text-align: center;">記 権利の始期及び存続期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日まで 所有者等の情報 農地次郎の相続人が不明</p>						
備考		<p><input type="checkbox"/> 供託により消滅すべき買権又は抵当権</p> <p><input type="checkbox"/> 反対給付の内容</p>						
<p>(注) 1. 供託金額の冒頭に平記号を記入してください。なお、供託金額の訂正はできません。</p> <p>2. 本供託書は折り返し曲げないでください。</p>								
000000								

公 告

下記遊休農地について、遊休農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、農地法第43条第3項の規定に基づき公告する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 遊休農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

3 遊休農地を利用する権利が設定された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

4 遊休農地の所有者等の情報

5 補償金の支払の方法

2の遊休農地を利用する権利の始期までに〇〇（地方）法務局（〇〇支局、〇〇出張所）に補償金を供託すること。

6 その他

遊休農地の所有者等は〇〇（地方）法務局（〇〇支局、〇〇出張所）において、補償金の還付を受けることができる。

（記載要領）

記の4の「遊休農地の所有者等の情報」には、農地法第32条ただし書に基づく遊休農地である旨の公告（様式例第13号の3）の情報等を記載する。

措置命令書

番
平成 年 月 日

住所

氏名 殿

市町村長 印

平成 年 月 日付けで遊休農地である旨の通知（又は公告）をした下記遊休農地において、周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じているため（又は生じるおそれがあるため）、農地法第44条第1項の規定に基づき支障の除去等の措置を講ずることを命じます。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	農地に関する権利の種類	備考

2 講ずべき支障の除去等の措置の内容

3 命令の履行期限

年 月 日

4 命令を行う理由

（留意事項）

- 命令の履行期限までに支障の除去等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないときは、当職において支障の除去等の措置の全部又は一部を講じ、当該措置に要した費用を徴収する場合があります。
- 本命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処されます（農地法第66条）。

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。